

令和5年10月から満3歳児クラス在籍の第2子以降の園児に国無償化と同等の預かり保育給付を実施します。

制度内容

この制度は、東京都の補助を受けて、国無償化制度の対象外となっている、満3歳児クラスの第2子以降の園児に対して預かり保育部分の給付を行う事業です。

【制度開始日】

令和5年10月1日

【対象者】

次の要件を全て満たす必要があります。

- 1 幼稚園の満3歳児クラスに在籍していること
- 2 市町村民税非課税世帯ではないこと
(非課税世帯の預かり保育は国無償化対象です)
- 3 第2子以降(保護者と生計を一にする最年長者ではない子)であること
- 4 「保育の必要性の認定(国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金認定)」を受けていること

※ 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。詳細は保育幼稚園課入園相談係へお問い合わせください。

※ 制度開始日から給付を受けるためには、開始日時点で認定を受けている必要があります。認定日以降でなければ給付の対象になりませんので、預かり保育を利用される前に認定について御相談ください。

【給付額】

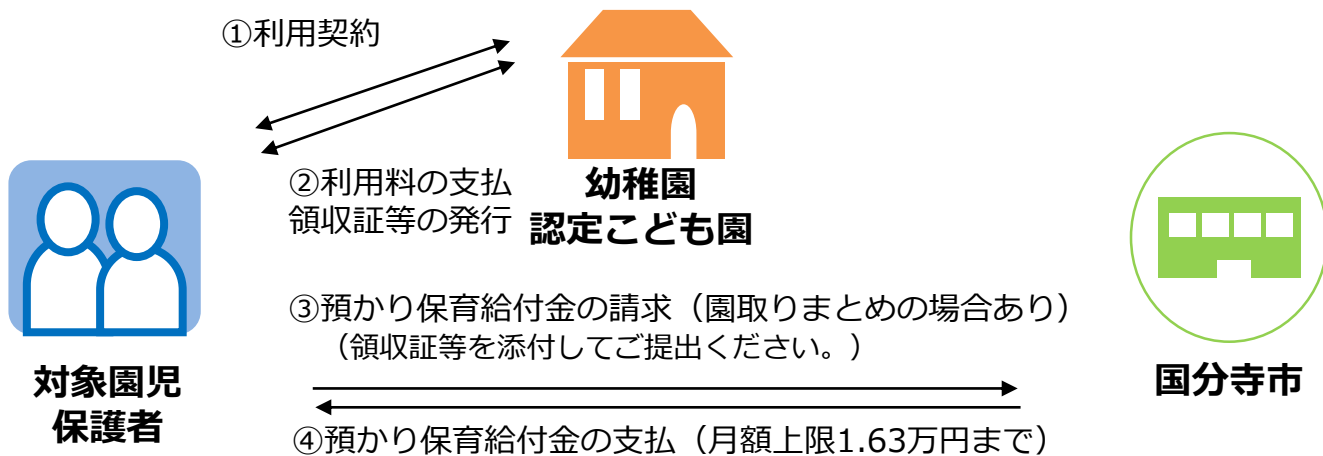
- 預かり保育の利用料について利用日数×450円を限度に、月額最大16,300円まで給付(国の無償化と同等)

※ 給付額は、利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を、月ごとに比較して低い方の額となります。

〈参考例〉 預かり保育の利用料が1日400円のA幼稚園、500円のB幼稚園の場合
(どちらも1か月の利用日数は20日)

	利用日数	利用料(*1)	上限額(*2) 450円×利用日数	(*1)と(*2)の うち低い額	実費負担額
A幼稚園	20日	8,000円 (400円×20日)	9,000円 (450円×20日)	8,000円	0円
B幼稚園	20日	10,000円 (500円×20日)	9,000円 (450円×20日)	9,000円	1,000円

給付の方法について



【支払方法】

預かり保育給付金については、一度施設に利用料をお支払いいただき、後日市へ請求していただく「償還払い」にてお支払いさせていただきます。

【請求・支払の回数】

年2回・半年ごとに請求していただき、内容審査を含め約1～2か月後に指定の口座に給付金をお支払いさせていただきます。

* 4月～9月の利用分（令和6年以降分）：10月頃に市に請求，12月～1月頃に支払い。

10月～3月の利用分：4月頃に市に請求，5月頃に支払い。

※請求書類は、**請求時期の1か月程度前を目安に原則施設を經由し配布いたします。**

（市ホームページからも様式をダウンロード可能です。）

【提出書類】

国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金請求書，領収証，特定子ども・子育て支援提供証明書

【注意事項】

○この給付金は表面の要件に該当する園児保護者のみ受給できますので、**国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金認定**を受けた事を在籍施設にお伝えいただいた上で、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の発行依頼をご自身で行っていただくようお願いいたします。

○施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めに施設にご相談ください。

請求時期・書類等の詳細につきましては、市ホームページまたは施設等を通じて、順次保護者の皆様へお知らせいたします。